## 古田史学の会・東海

## 平成28年

# 東海の古代

## 第193号 2016年09月

会長 : 竹内 強 副会長・発行 : 林 伸禧

編集 : 石田敬一 投稿先アドレス: furutashigaku\_tokai@yahoo.co.jp

HP: http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

## 拘奴国について その3

名古屋市 石田敬一

#### 9 基本認識の再確認

中国史書により、倭人、倭、俀國、倭國についての基本認識を再確認します。

#### (1) 『魏志』倭人伝

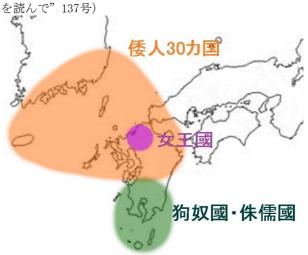
『魏志』倭人伝では、倭人は帯方郡の東南の 大海の中にあって山島に依って国邑と為し、三 十カ国が使者を通わせているとあり、この30カ 国のうち邪馬壹國である女王國より北にある国 は、邪馬壹國を含めて、狗邪韓國、対馬国、一 大國、末盧國、伊都國、奴國、不弥國と投馬國 の9カ国と記されます。女王國の南には、斯馬 國を始め奴國まで21カ国あり、合計30カ国にな ります。そして奴國が女王の境界が尽きる所で、 女王國の南方には狗奴國があって男子を王と為 し、其の官は狗古智卑狗で女王に属さないとさ れます。つまり、狗奴國は邪馬壹國である女王 國の南方に位置します。また侏儒國は女王國の 南四千余里にあると記されます。狗奴國と侏儒 國の位置関係は不明です。また、女王國より東 に海を渡ったところには倭種がいるとされます が国名は記されていません。

奴國や狗奴國が九州以外にあると主張される 研究者もいますが、『魏志』倭人伝によれば、東 に海を渡ったところの国名は記されていないの ですから、九州の東に奴國や狗奴國を比定する考えは、根本的に間違っていると思います。

『魏志』倭人伝の記事が示すことは、倭人は 朝鮮半島から北部九州の範囲に三十の国に分か れて住んでおり、そして、邪馬壹國すなわち女 王國は、九州北部に位置し、その南方には、斯 馬國を始め奴國があり、そして、やはり女王國 の南方に狗奴國、侏儒國があることになります。

これが『魏志』倭人伝の認識です。

(参考「邪馬壹國への道筋」東海の古代136号、以下表題・号数のみ記載、"「邪馬一國」と「投馬國」の解明



#### (2) 『後漢書』倭伝

『後漢書』倭伝では、倭は韓の東南、大海の中にあって山島に拠って暮らしており漢に使訳を通ずるのは三十国ほどとしており、基本的な状況は『魏志』倭人伝の内容と変わりませんから、倭は朝鮮半島南部から九州北部にあったことになります。

あると記述され変わりません。逆にいえば女王 國の位置も北九州の位置で変わりません。しか しながら、拘奴國の位置は、『魏志』倭人伝に描 かれていた位置とは全く違います。

『魏志』倭人伝では、拘奴国は女王國の南方 にあるとされていたのが、『後漢書』倭伝では、 拘奴國は女王國より東に海を渡ること千余里に あり、倭種ではあるものの女王には属していな いと書き換えられているのです。要するに『魏 志』倭人伝の認識を改め、5世紀までに得られ た新しい情報により、拘奴國の位置は海を渡っ た東、すなわち、拘奴國は九州以外のところに あるとしたのです。



#### (3) 『隋書』俀國伝

『隋書』俀國伝では、これまで『魏志』や『後 漢書』で、倭人、倭と記されていたのが俀國と 記され、7世紀には、倭人は一つの国としてま とまったようです。俀國は百済や新羅の東南に 在り、水陸を越えること三千里、大海中の山島 に依って居すとし、方角は変わらず俀國までの 距離が朝鮮半島から三千里の位置であると明確 に記されます。また、俀國の境は東西五月行、 南北三月行であると大きさを示し、東西南北の 各々が海に至ると記述されますので、一つの大 きな島、九州本島を示しています。

号、「海行三月」165号)

俀國までの行程としては、百済から竹島、都 斯麻國、一支國を経て、竹斯國に至るのですか ら、竹島、都斯麻國、一支國は、俀國に至るま での行程であって俀國ではありません。竹斯國 はその名称から筑紫ですので明らかに九州本島

また、朱儒國の位置も女王國の南四千余里に にあり、竹斯國は俀國です。『魏志』倭人伝や『後 漢書』倭伝では、倭は朝鮮半島から九州北部ま での範囲でしたが、俀國の時代には、竹島、都 斯麻國、一支國は俀國の外になっているのです。 (参考「『隋書』俀國伝の竹島について」138号、140号、 「ハングル文字と竹島」153号)

> また、竹斯國より東には秦王國や十数國があ り、いずれも俀に附庸していると念押しされて おり、逆に言えば、竹斯國より西に位置する竹 島、都斯麻國、一支國は、俀國の範囲外である ことが、この記事からも分かります。

俀國は四面を海に囲まれた九州本島です。

なお、秦王國と十数國は俀國領内ですので九 州本島にあります。また、秦王國が太宰府にあ たることは別に論じています。

(「俀國伝の秦王國について」東海の古代182号) 竹斯國

#### (4) 『旧唐書』倭國伝

『旧唐書』倭國伝では、俀國が安帝の時(106 ~125年) に朝貢した倭奴國から代々中国と相通 じているとの『隋書』俀國伝の記述を受けて、 倭國は古の倭奴國であと簡潔に事実関係を踏襲 し、京師(長安)から一万四千里、新羅の東南 の大海中に在り、山島に依って暮らすとされま す。したがって、倭國は、『隋書』の俀國と基本 的な位置関係は変わりません。さらに『旧唐書』 倭國伝では、四面の小島、五十余國は、皆、倭 國に附属しているとされます。

つまり、倭國の勢力範囲は『隋書』の九州本 (参考「東西五月行南北三月行について」138号、140 島のみのときから、九州本島と四面にある小島 まで拡大したということになります。

> 以上のとおり、『魏志』倭人伝や『後漢書』倭 伝の記事では、朝鮮半島から九州北部に倭人は、 30カ国に別れて住んでいたとありますが、7世 紀以降の俀國や倭國の記事では一つの国として 九州本島さらには周囲の小島を含んで、勢力範

囲としています。



なお、倭國の別種として日本國があるとされ ます。日本國の範囲は東西南北に各数千里で、 西界と南界いずれも大海に至り、東界と北界は 大山があり、その外は、毛人の国とのことです から、日本國はおおむね西日本になるでしょう。

こうした基本概念の中で、『後漢書』倭伝には、 女王國は北部九州にあり、その東に海を渡るこ と千余里に拘奴國があるとされることから、拘 奴國は中国地方に位置すると想像されます。

#### 10 拘奴國の位置

邪馬壹國の東に海を渡ったところに拘奴國が あり、邪馬壹國と対立しており、拘奴國には王 がいて、その部下に「狗古智卑狗」(拘古智俾拘) という官がいたということです。

邪馬台国九州説では、『魏志』倭人伝の「狗奴」 をクナ→クマ→熊と読み、熊本や熊襲に比定す る説(以下熊本・熊襲説という)や「狗古智卑 狗」から菊池川流域に求める説(以下菊池川説 という) が大勢であると思います。水野祐を始 め「狗古智」を菊池に想定する九州説の論者は、 「狗奴國」の「狗」を「ク」と読み、「狗古智卑 狗」の最初の「狗」を「キ」や「コ」と発音し ながら、もう一方で末尾の同じ文字の「狗」を 「コ」と発音する矛盾をどのように考えている のでしょうか、全く疑問です。

これらの熊本・熊襲説や菊池川説は、『魏志』 倭人伝の記述のみを重視し、その後の『後漢書』 倭伝の記事を無視しており、新しい情報で書き 換える中国史書のあり方を理解せずに、「狗奴國」 は九州の中南部に位置するとして主張されてい る説ですので的確な答えは導き出されないと、 私は思います。また、厭字のままである「狗奴 卑狗と狗古智卑狗の文字の類似性から、卑彌呼 國」の文字を根拠として、その語感から比定す

れば、正しい結論が得られるはずもないと思い ます。

『魏志』倭人伝では、「狗奴國」(以下拘奴國 とする)のほかに「侏儒國」(以下朱儒國とする) も女王國の南にあるとされます。ともに女王國 の南としながら、拘奴國と朱儒國との関係は示 されず、また女王國の東千余里に国名不明の倭 種の国があるとします。

『後漢書』倭伝では、この『魏志』倭人伝の あいまいであった状況認識を改めます。拘奴國 は海を渡ること東千余里、朱儒國は邪馬台国の 南四千余里と示され、疑問であった拘奴國と朱 儒國の位置関係が、それぞれ、東に海を渡った 地、そして南九州であると示され、すっきりし ます。また『魏志』倭人伝においては国名不明 であった女王國の東千余里の倭種の國が、実は 拘奴國であったと国名を明らかにします。

つまり『魏志』倭人伝で女王国の南とされた 拘奴國の位置が、『後漢書』で新しい情報に基づ き東に千余里の海を渡った位置であると訂正さ れたのです。これは先の史書であいまいであっ たところを新しい情報で書き換える中国史書の ルールなのです。

熊本・熊襲説や菊池川説は、拘奴國が九州以 外に位置し東に海を渡る場所にあるとする『後 漢書』倭伝を無視するとともに、「クマ」と読め ない「狗奴」を無理に「クマ」と読み熊本・熊 襲に結びつけようとしたり、また「狗古智」を 無理に「キクチ」や「ククチ」と読んで菊池に 結びつけようとする点で無理がありますので、 いずれも納得できません。

なお、邪馬台国大和説では、全く『魏志』倭 人伝や『後漢書』倭伝の記事を曲解しているた め、狗奴国の位置が定まらず、西日本から東海 地方まで様々な比定地が乱立することになりま す。混乱の原因は大和一元史観にあります。

これまで示してきたとおり『後漢書』倭伝に は「自女王國東海度千餘里至拘奴國雖皆倭種而 不屬女王」とあり、拘奴國は女王國の東に海を 千余里渡るところにあり、拘奴國を九州内に求 めようとする説は成り立ちません。この点をし っかり理解しておく必要があります。

一方で、卑彌呼と卑彌弓呼、奴國と狗奴國、 と卑彌弓呼の二人は、同一の文化圏の者、つま り、同じ「銅剣文化圏」の者と考えられますので、尾張や近畿を中心地とする「銅鐸文化圏」の地域に拘奴國を求めるのは全く見当違いです。 拘奴國は北九州と同じ「銅剣文化圏」の中国地方にあると推測されます。

#### 11 華夷思想と「奴」

私は、中国側は、漢字で表記された倭の国々の名称を認識していたと考えます。当時の中国人は、中国の辺境の異民族を蔑む華夷思想(中華思想)に基づき、拘奴國の国名を同音の文字でよく似た字形で蔑んだ意味を持つ漢字の国名に変えて『魏志』東蛮伝の中の倭人條で狗奴國と表記したのだと思います。

また、「奴」に関して、私が気づいた重要なことがあります。たとえば、「漢委奴國王」の金印にある国名「委奴」の表記の方法です。この金印の「委」が後に「倭」と表記されていくように、国名は「委」の一文字が主体であり「奴」は卑しめるために語尾に付けた文字でしょう。(『悲劇の好字』2013年、不知火書房、仏教大学の黄當時教授は「奴」は後置修飾語であるとされます。)

中国の北方の「匈奴」も同じスタイルで、「匈」の一文字が国名(民族名)をあらわす文字で、「奴」が語尾に付いています。これらの委奴や匈奴と同じスタイルで「拘奴」は示されており、本来の国名は「拘」になるでしょう。

となると、これまで「狗古智卑狗」は「狗古智」という地名と、長官を意味すると考えられる「卑狗」の2つの要素で構成されていたと考えられていましたが、「狗古智卑狗」の最初の「狗」すなわち「拘」についても、国名ではないかと思われます。つまり、国名の「拘」に、地域名の「古智」そして長官を意味する「卑狗」の3つで構成されている方が整合性があります。

これまで私も従来の考え方から抜け出せませんでしたが、「漢」の「委奴」の国王も、国名+地域名の形式であり、論理を推し進めれば、「狗古智卑狗」(拘古智俾拘)は、「拘」の「古智」の長官でしょうから、国名「拘」+地域名「古智」+「俾拘」(長官を意味する彦)が妥当です。私の新しい発見です。

#### 12 「拘」の読み

九州説であろうと、近畿説であろうと、従来、

華夷思想(中華思想)に立って、『魏志』夷蛮伝では、国名が卑しい文字(厭字)に変えられていることを知りながら、「狗奴國」について、本来の文字を考えずに厭字のままでどのように読むのか、読み方の考察がなされてきましたが、これでは的確といえないでしょう。

さて、『後漢書』倭伝は『魏志』倭人伝に比べ、 厭字への変更が少ないように思われます。たと えば、『後漢書』倭伝に記された倭國王帥升の 「帥」は「軍を率いる最高の官。先頭に立って 指揮する」の意味であり、「升」は「もちあげる。 のぼる」ですから、倭國王の尊称・称号として 相応しい文字であり卑彌呼の「卑」のように厭 字に変えられていません。

同様に『魏志』倭人伝で厭字に変えられていた「狗」は『後漢書』では「拘」になっています。「拘」は厭字ではありませんので、元の文字は「拘」と思われます。「拘」は「俾拘」(卑狗)の「コ\*」にあたる文字と考えられますので、「コ」に近い発音でしょう。「拘」は、現代日本語の漢音で「コウ」(呉音は「ク」)であり、現代中国語のピンインでは、「gōu」、北京語のウェード式では「kou」であり、「コ」に近い発音の正体は、「コウ」または「ゴウ」ではないかと考えます。私は「コウ」若しくは「ゴウ」と発音する地名が中国地方に残っているはずだと考えます。

そして「コウ」又は「ゴウ」の国の中の「古智」すなわち「コチ」の地名が「拘」の国の中心地ということになるでしょう。

#### 13 「拘」の国

#### (1) 銅矛と銅剣

私は「拘」の国の場所を比定するにあたり、まず、「拘古智俾拘」の「古智」の音感が似ている高知が、それにあたるのではないかと思っていました。四国に拘奴國があるとするならば、「古智」の「コチ」は、高知県のもととなる「河内山」の語源「コウチ」ではないかと推測したからです。

しかし、四国は、九州や中国地方と同じ「銅剣文化圏」でありながら、1世紀から3世紀に祭器として広まった広形銅矛は、九州北部と四国のみにまたがって分布しており、敵対するというよりは、むしろ九州北部と四国の地域は同

じ祭器を持つ同族的な関係ではないかと思われます。また、求める拘奴國は、この高知を含む、より広い範囲を示す「コウ(ゴウ)」の国ですが、四国には、この広い区域を示唆する「コウ(ゴウ)」の名称が見つかりません。したがって、四国である可能性は少ないと思います。もし、広い範囲にわたる「コウ(ゴウ)」の地名が四国に認められれば、再考の余地があります。



1984年に神庭荒神谷遺跡から358本の銅剣が発 見され、山陰地方が銅剣文化の要素が強い地域 であることがはっきりしてきました。一方、数 メートル離れたところから6個の銅鐸とともに16 本の銅矛が発見されました。この銅矛は、北部 九州産の青銅器のとぎ分けがあることから、16 本とも北部九州で製作されたのはほぼ確実とみ られます。この銅矛の発見は銅剣と比べて数が 少なく北九州と出雲地域が非敵対の関係である のかどうか、しばらく山陰地方の銅矛の発掘を 待たねばなりませんが、銅矛文化圏の可能性も 秘めています。ただ、神庭荒神谷遺跡の数キロ メートル南に位置する加茂岩倉遺跡からは、銅 矛・銅剣の発見はなく39の銅鐸のみであり、い まのところ、銅矛の発見は神庭荒神谷遺跡の単 発的なものであって山陰地方で面的な広がりが あるとはいえないようです。

ところで、銅矛と銅剣について、「銅矛・銅剣 文化圏」などと書くこともあると思いますが、 銅矛と銅剣については区分する必要があると思 います。矛は、剣元が筒になっていて、その筒 の中に木の柄を挿込む型式を呼び、剣は、木の

じ祭器を持つ同族的な関係ではないかと思われ 柄に穴が空いていて、この穴に剣元の茎(なかます。また、求める拘奴國は、この高知を含む、 ご)を挿込む構造のものを指しますから、構造より広い範囲を示す「コウ(ゴウ)」の国ですが、 上の区別です。考古学では、構造上、便宜的に四国には、この広い区域を示唆する「コウ(ゴ 矛と剣に分けて呼んでいます。

神庭荒神谷遺跡の358本は、明らかに後者の剣の構造です。そして、その青銅器の構造の違いによって、ソケット型の矛と、差し込み型の剣の区域を区別すること自体は間違っていないと思います。

この銅矛と銅剣について、先師古田武彦の説では、構造は違っても、その使い方は、短い柄をつければ矛であり、神庭荒神谷遺跡の剣に区分されているものは、便宜上、剣と呼んでいるだけで、大国主の別名は八千矛であることも考えると矛ではないかと疑問を提示されています。

私は、剣元が筒になっているものは、突くのに適した構造であるので矛と呼ぶべきと思いますが、問題にしている剣元が差し込み型のものは、古田説のように槍の矛先としても使えないことはないと思います。ただ、神庭荒神谷遺跡の358本は、ソケット型の構造とは異なるという意味では、考古学で言う剣にあたると思います。

もともと、青銅器の構造の違いについて、考古学上、矛と剣の名称に区分するのではなく、 ソケット型と差し込み型に区分すればよかった であろうと考えますし、構造の違いを示すのに はそれが適切であったでしょう。

## (2) 「**江の川**」

私には中国地方に気になる地名があります。 島根県と広島県を流れる中国地方最大の川の 「江の川」です。島根県側では江河がかった。 では郷川または可愛川とも呼ばれており、広島県では郷川または可愛川とも呼ばれます。そしてその河口にある島根県江津市の 「江」に注目します。江は普通は音読みで「コウ」と読みますが「ゴウ」の津(港)とごなられています。愛知県にも江の付く江南市があります。古来、中国では大きな川を「江」と呼んでおり大きな川である木曽川の南に位置することから江南市と命名されています。これと同様に、中国地方最大の川も「ゴウ」の川と呼ばれたのでしょう。

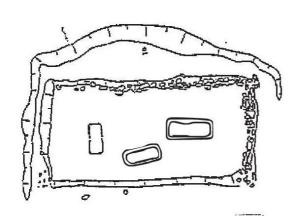
います。矛は、剣元が筒になっていて、その筒 そして、江津市はその「江」の河口にある港の中に木の柄を挿込む型式を呼び、剣は、木の であるので江津と名付けられたと考えられます。

この「江の川」の流域は大きな平野がないため 農業生産力は高くありませんが、昭和初期まで 中国地方の河川交通の大動脈でした。



「江の川」の上流の三次盆地にある宗祐池西 遺跡(三次市南畑敷町黄幡)は、四隅突出型古墳 の発祥の地ではないかとされています。

弥生中期末(1世紀)に築造されたと考えられている宗祐池西遺跡の1号墳の長方形区画の隅には、小さな飛び出しが確認されています。

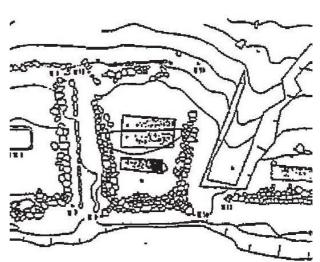


宗祐池西1号墓(三次市)

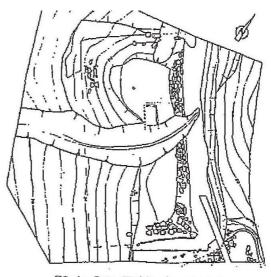
#### 平成25年度ひろしま考古学講座Ⅱ第2回資料より

(公財) 広島県教育事業団埋蔵文化財調査室 桑原隆博 \*以下、四隅突出型古墳の図の出典は同じ

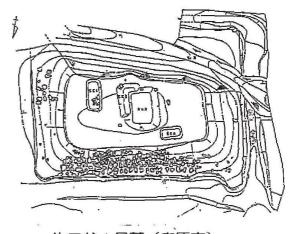
また、三次市の陣山古墳群、殿山38号墳、三次市の東に位置する庄原市の佐田谷1号墳や田尻山1号墳などは四隅突出型古墳の初期の段階の形を示しているように思います。



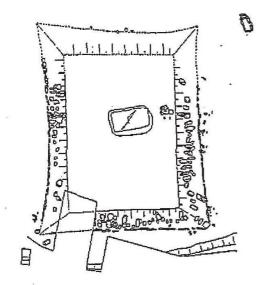
## 陣山墳墓群 (三次市)



殿山38号墓(三次市)



佐田谷1号墓(庄原市)



田尻山1号墓(庄原市)

この「江の川」の流域を中心に、特異な四隅 突出型古墳(墳丘墓と呼ぶのが一般的)が分布 する地域一帯は、銅矛を祭器とする北部九州と は違い、特異な古墳において祭事を行う地域で あり、その古墳の分布する区域の広がりから、 倭に対抗する力を持った権力者や国があったの ではないかと考えるものです。



「江」は、先に示したとおり現代の中国の発音にも「コウ」と「ゴウ」があるように、「江」は「コウ」と同一でしょう。「江の川」流域や山陰の平野部に始まった四隅突出型古墳は、卑弥呼の時代に並行して発展していきます。

この四隅突出型古墳がある分布域こそが、女 王國に対抗した「コウ」と呼ばれる国なのでは ないでしょうか。

(つづく)

## 天武天皇の不思議

一宮市 竹嶌正雄

#### 1. はじめに

「東海の古代」第190号で『天智天皇の正体』を明らかにした。今回は天武天皇の正体を明らかにする。天武天皇も天智天皇同様に皇極・斉明天皇の子ではないことは判明している。では、どのような人物であるか、ということである。

天武天皇の日本書紀での初見は、天智3年2月の条に『大皇弟』とあるのが、それである。 そして、それは余りにも唐突な登場である。この不思議を解明し、天武天皇の正体を明らかにする。

なお、「天武天皇」の表示は天武元年以後とし、 それ以前は「大海人皇子」と表示する。

参考資料は、小学館の新編日本古典文学全集 『日本書紀』③(以下、新編『書紀』③という) を使用した。

## 2. 『天武天皇の不思議』の記事

#### (1)天武天皇の年齢

『書紀』には天武天皇の崩御は朱鳥元(686)年9月9日であるが、この時の年齢は記されていない。新編『書紀』③、466頁の頭注に「天皇の宝算は六十五歳とあるが(一代要記・紹運録)、それでは兄天智天皇より年上になり、五十六歳の誤りとする説が可か」としているが、宝算65歳を採り、推古30(622)年生まれとする。

一方、天智天皇の崩御は天智10(671)年12月3日であるが、こちらも年齢は記されていない。新編「書紀」③、295頁の頭注に「舒明紀十三年十月条の「年十六」によると四十六歳。『法王帝説』の「乙巳年六月十二日近江天皇〈生二十一年〉殺=於林太郎-」によると、四十七歳。平安以後の諸書は五十八歳説。」としているが、舒明13年には天智天皇(百済王子翹岐)は大和にいないので、『法王帝説』の乙巳(645)年21歳を採り、推古33(625)年生まれとする。しかし、これは舒明紀の「年十六」を受けてのことと考えられる。天智は百済王子翹岐であるので、平安以後の諸書の五十八歳説が正しいと考える。つまり、天智天

8歳上である。

皇は<u>推古22(614)年生まれ</u>であり、天武天皇より 天皇、小郡宮に処しまして、礼法を定めたまふ。 (新編『書紀』③、165頁)

#### (2)天武天皇の動静

天武天皇の『書紀』での初見は天智3(664)年 で43歳の時である。また、乙巳の変(645)の時に は24歳の成人であり、天智天皇の弟でありなが ら、その影は何処にもない。つまり、大和(難波 にも)には居なかったのである。では、天武天皇 は何処に居たのか、その動静を推考してみる。

#### ①. 乙巳の変(645)前後の動静

斉明七年春正月丁酉朔の壬寅に、御船西に征き て、海路に就き始める。

甲辰に、御船、大伯海に至る。時に大田姫皇女、 女を産む。仍りて是の女を名けて、大伯皇女と曰 ふ。

(新編『書紀』③、241頁)

大伯皇女は大海人皇子と大田姫皇女との子で あり、大海人皇子40歳の時の子である。また、 大田姫皇女は中大兄と蘇我山田石川麻呂の娘・ 越智娘との子である。この石川麻呂とは乙巳の 変の時に三韓の上表文を読んだ倉山田麻呂臣で ある。つまり、大海人皇子は乙巳の変の当事者 の娘を妃とするほど乙巳の変に近い所に居たは ずが、そこに居なかったのである。

しかし、斉明7(661)年の百済国救済の為の西 征途中に大伯皇女が産まれたのであるから、660 年の春には大海人皇子は近畿に居たことになる。

#### 大化の改新の詔(646)以後の動静

乙巳の変の後に皇位継承した孝徳天皇は難波 長柄豊崎に遷都することを決めた。孝徳天皇は、 642年に舒明天皇の弔問に来た百済王子豊璋の付 添として大和に来た九州朝の一員であるので、 九州朝との連絡に便利な難波の地を選んだと考 える。

孝徳天皇はこの難波の地、つまり上町台地と その周辺に多くの宮・行宮を設けた。そして、 そこで行政を実施したが、飛鳥板蓋宮などの近 畿大和朝の宮とは扱かわれ方が違う宮が多くあ る。

#### a. 小郡宮

(大化三年) 是の年に、小郡を壊ちて宮を営る。

大化元年12月の条に「天皇、都を難波長柄豊 崎に遷したまふ。」とあるが、長柄豊崎宮は白雉 元年10月ごろの着工で、同3年9月の完成であ るので、この大化元年12月の記事は難波への遷 都を宣言したものである。ここで長柄豊崎とあ るのは誤りで、実行されたのは小郡宮であった。 そして、大化3年の完成を示したのが前述の記 事である。

この小郡宮では、今までの大和朝の宮で行わ れなかったことが行なわれた。それが次の文で ある。

647大化三年 天皇、小郡宮に礼法を定めたまふ 是の歳に、七色十三階の冠を制る

648大化四年 春正月壬午朔に、賀正す 649大化五年 春正月丙午朔に、賀正す 二月に、冠十九階を制す

これらの新たな冠位の制定と立て続けの改定 や、今までにない正月の礼の実施など、近畿朝 ではない他の朝の影が感じられる。つまり、推 古朝が九州多利思北孤朝の真似をして冠位十二 階を制定したように、今回も九州朝の影響が感 じられるのである。ただし、孝徳天皇は九州朝 の一員であるので、今回は真似ではなく九州朝 との合意、又は指示であったと考える。

この647年は九州朝では年号を「常色」とした 年である。「常色」の意味は、『東海の古代』第 191号(7月号)で述べたように「常とは五常・仁 義礼智信の五つの不変の道徳で、色とは感覚で とらえる物で政策を意味する。つまり、常色と は九州・近畿の両朝が不変の道徳による一致さ せた政策で全国統制を始めた事を意味する」の である。

#### b. 味経宮

この「味経宮」は孝徳天皇が小郡宮で行なっ ていた賀正の礼を、わざわざ出向いて行なった 処である。この味経宮に関する記事は次の二つ である。

(近畿)白雉元年春正月辛丑朔に、車駕、味経宮に幸 して、賀正礼を観す。

(新編『書紀』③、181頁)

(同・白雉二年) 冬十二月の晦に、味経宮に二千一 ii の場合、武庫から住吉大社近くの小郡宮ま百余の僧尼を請せて、一切経を読ましむ。 では海路直線にて20km強であるので、6時間前

(新編『書紀』③、188頁)

この二つの記事により、味経宮は行政庁である小郡宮より格の高い特別な宮であることが感じられる。つまり、小郡宮で行なっていた賀正の礼がこの宮に移されて行なわれた。また、舒明・皇極朝では行なわれた事がなかった仏教行事がこの宮で行なわれた。

これらのことが、味経宮が特別な宮であることを示し、小郡宮より一段と強い、近畿朝の宮ではない影を感じさせているのである。

この影とは、九州朝から派遣された九州王朝の皇太子・大海人皇子の事である。つまり、白雉元(650)年元旦には味経宮に居たのである。

#### ③. 大海人皇子の難波宮入りの時期

白雉元年元旦に味経宮で賀正の礼を行なった 大海人皇子は、いつ頃に難波の地にやって来た かを推考する。大海人皇子が難波に来て、居を 構えた宮は小郡宮であると考える。その時期は 二つ考えられる。

一つ目が大化3年で完成したばかりの小郡宮への入場である。この完成の記事は「**夏四月丁巳朔の壬午に、詔**」された記事に続いて、「**是の歳に、小郡を壊ちて宮を営る**」とあるので、この4月であると考える。そして、この孝徳天皇の詔は、大海人皇子の立ち合いの元に行なわれたと考える。

そして、「七色十三階の冠の制」を作った。これが九州・近畿両朝の全国統制の始まりであり、 九州朝の常色年号への改元である。

因みに、大化3年の条に不思議な記事がある。 それは、10月11日に孝徳天皇は左右大臣・群卿 大夫と有馬温泉に出発し、長期滞在の後の12月 晦日に武庫行宮に滞在した、とある。しかし、 その翌日の大化4年元旦に賀正の礼を行なって いる。

この賀正の礼は何処で行なわれたかであるが、 小郡宮で行なわれたとすると、次の2通りが考 えられる。

i.孝徳天皇不在で、大海人皇子のみで行なった。

ii. 孝徳天皇は1日の儀式開始までに帰宮した。

ii の場合、武庫から住吉大社近くの小郡宮までは海路直線にて20km強であるので、6時間前後での移動が可能であるが、大事な儀式の前日に不在であったのは疑問である。

次に、小郡宮でなかったなら、武庫行宮となる。この場合は大海人皇子も同行していたと考える。

この大海人皇子同行での武庫行宮開催の方で考えたい。そして、その夕べに難波埼宮に行った。武庫行宮とするのは次の記事からである。12月晦日の記事に「是の日に、皇太子宮に災けり。時人、大きに驚き怪しむ。」とある。この皇太子は通常は中大兄とされるが、大海人皇子とする。つまり、九州朝勢に反対する大和の旧勢力(中大兄等)が大海人皇子の留守宅に火を付けたと考える。

二つ目は大化5年2月の『冠十九階の制』の 発布の直前である。

大化4年4月1日の記事に、「七色十三階の冠の制により古い冠を廃止したが、左右大臣は、なお古い冠を着用していた」とある。つまり、大和の旧勢力は九州朝・孝徳に従う事を拒否していたのである。その旧勢力を抑えるため、孝徳天皇は九州朝に応援を求め、これに応えたのが大海人皇子であり、着任早々に冠位制度を改めたのである。

そして、反対勢力の阿倍左大臣が薨じた後、 倉山田右大臣も成敗された。この倉山田は中大 兄の義父であるので、倉山田を成敗した皇太子 とは中大兄でなく、大海人皇子であったと考え る。そして、これらの事に対する反抗が、後に 中大兄が難波長柄豊崎宮から撤退して、大和に 都を遷すことになったのではないか、と推測す る。

以上のように、大海人皇子の難波宮入りの時期は、大化3年4月の詔の時と大化5年2月の冠位十九階の制を発布した時の何れかであるが、九州年号の改元などの検討内容より、大化3年の詔の時と考える。つまり、647年(常色元年)で大海人皇子26歳の時であった。

孝徳天皇の応援の為に難波に来た大海人皇子は、先ずは小郡宮に入ったが、大和朝勢の妨害や不服従にあった。しかし、欽明朝の難波祝津宮を改築して味経宮を造り、専用の宮殿として近畿政権を監視したのである。

#### (3)近畿・九州年号と天武天皇の動静

#### ①. 近畿年号の建元

年号の建元は時の為政者の権力誇示である。 しかし、近畿政権・大和朝の初めての建元を示 す『書紀』の記事は余りにも簡単であり、乙巳 の変より「大化」建元までは慌ただしいもので あった。

皇極四(645)年6月12日 蘇我入鹿殺害される 同6月13日 蘇我蝦夷誅殺される

- 同6月14日 皇極天皇、中大兄に譲位を伝える。 中大兄、継位を固辞し叔父・軽皇子を推奨する。 軽皇子も固辞し、古人大兄に譲るも辞退し吉野 入りした。軽皇子、固辞することできず即位し
- 同6月19日 天皇・皇祖母尊・皇太子は大槻の木 の下に群臣を召集して、盟約を結ばせた。 天豊財重日足姫天皇四年を改めて、大化元年と した。

このように、事変の勃発より僅か8日で年号 が建てられた。近畿朝での年号制定は初めてで あるにも関わらず、これらの記事からは年号の 重要性を認識していたとは全く感じられない。

- i. 大化年号への改定プロセスがない。
- ii. 改定理由が盟約の詔であるならば、その内 容から「大化」とするのは疑問である。

その内容の概略は「天地の秩序は明白であり、 帝道は一つである。君臣は秩序を守り、君は二 政を行わず、臣は朝廷に二心を持たない。」であ る。この内容からすれば「天道」「従道」「遵道」 などの「道理を守る」を意味するものとなり、「大 近畿朝と共に全国統制を行う事となり、これを いに感化する」を意味する「大化」にはならな かった、と考える。

即ち、孝徳朝自体は年号を建てなかったので あり、この建元は書紀編纂時の潤色と考えるの 祥があり、「白雉」と改元される事になり、652 である。

#### ②. 近畿年号の不思議

近畿朝年号は「大化」(645年7月~649年)、「白 雉」(650~654年)と「朱鳥」(686年7月20日~閏 12月30日)の三つだけである。中でも、「朱鳥」 は188日間と非常に短く不思議であるが、これは 州朝の改元を知り、急遽採用したものと理解す 完了し、大海人皇子の住居である味経宮が完成

る。即ち、九州年号そのものである。

近畿朝年号と言えるのは「大化」「白雉」の二 つである。つまり、孝徳天皇在位期間の二つで ある。

前項で「大化」は書紀編纂時の潤色と述べた が、それは「皇極天皇四年」を改めた理由が直 前の盟約の詔であるなら「大化」とならない為 であり、孝徳朝による命名とは考えられないか らである。

書紀担当者が「大化」としたのは、孝徳2年 の賀正の礼終了後に宣べられた「改新之詔」の 内容によるもので、そのプロセスは次のようで ある。

- i.書紀編纂時(714~720年)には年号があった。
- ii. 孝徳天皇代には九州朝に年号があった。
- iii. 孝徳天皇は九州朝の一員で、難波には大海 人皇子も来ていたので、孝徳紀に年号を考え た。
- ⅳ. 年号は改新之詔より「大化」とした。つま り、後年の編纂時に担当者により加筆された。

#### ③. 近畿年号と九州年号

孝徳紀に近畿年号を付けたのは、孝徳天皇が 九州朝の一員であり、大海人皇子が難波入りし ていたからである。即ち、九州朝皇太子の御世 だから、九州に年号があるなら、近畿にもあっ てよい、と考えた。そして年号は、大海人皇子 が難波宮入りする事が決まった孝徳(大化)2年 (646)に出された「改新之詔」に依り、「大化」 とされたのである。

九州朝に於いても、大海人皇子が難波に行き、 記念し改元された。それが九州年号の「常色」(元 年は大化3(647)年)である。

常色は5年間続いたが、白雉の献上などの瑞 年に始まり、660(斉明6)年までの9年間続いた。 この間、九州朝は平穏に過ぎていたことが分か る。

一方、近畿朝では「改新之詔」に始まった改 革は「冠位十九階」の制定と阿倍左大臣・倉山 田右大臣の排除により完了した。ここで書紀編 纂担当者は九州年号の「白雉」改元に合わせ、 天武天皇の病気平癒を願い、鸕野讃良皇女が九 近畿年号の改元を考えた。その時期を、改革が

した時としたのである。それが孝徳6年の650年 であった。

この白雉年号の近畿と九州との2年の差は、 九州年号にはない大化年号と合わせて近畿朝の 独自性を表す為のものであった。また、それは 大海人皇子の気配を消す為でもあった。

しかし、皇極天皇が重祚して斉明天皇になり、 政権を九州朝より取り戻す形になったので、こ れ以後、書紀編纂担当者は近畿年号を継続させ ることをしなかった。

#### (4) 斉明朝下の天武天皇の動静

#### ①. 中大兄の反逆

乙巳の変の後に皇位を孝徳天皇に譲った中大 兄であるが、9年間の雌伏が終る時が来た。

難波長柄豊崎宮が完成して、孝徳朝(九州朝) による統制が軌道に乗ってきた。危機を感じた 中大兄は、近畿白雉4(653)年に大和遷都を申し 出たものの許されなかった。しかし、中大兄は 皇祖母尊(皇極天皇)・間人皇后等を連れて、倭 明日香河辺行宮に移り住んだ。すると、公卿大 夫・百官の人々も皆これに従って移り住んだ。 つまり、中大兄の九州朝への反逆が始まったの である。難波宮からの離脱の次の反逆が中臣鎌 足の取り込みであった。

次の近畿白雉5(654)年の条の文である。

け、封を増すこと若干戸なり

(新編『書紀』③、197頁)

この紫冠は冠位制度外の物で、蘇我蝦夷が息 子の入鹿に与えた物と同じで私的な物と考える。 即ち、乙巳の変の前に、孝徳天皇(軽皇子)は配 下の中臣鎌足(鎌子)を中大兄(翹岐)に紹介して いる。この孝徳天皇から中臣鎌足を引き離した のである。

こうした状況を、味経宮の大海人皇子は唯見 守るだけであった。

この年、654年10月に孝徳天皇は崩御した。

#### ②. 大和への遷都

孝徳天皇崩御の後に皇位に就いたのは重祚し た斉明天皇である。百済亡命王子の中大兄には の義慈王が唐・新羅の連合軍に敗れ、王后・太 資格がないからである。斉明天皇は明日香板蓋 **子と共に捕虜になった。**」という新羅本紀の記事 宮で即位した。その5月の条に奇妙な記事があ を載せている。「針の鱗を持った雀魚」とはハリ

る。

(斉明元年)夏五月庚午朔に、空中に竜に乗れる者 有り。 刻、唐人に似れり。青き油笠を著て、葛 城嶺より馳せて胆駒山に隠れぬ。午時に及至りて、 住吉の松嶺の上より西に向ひて馳せ去ぬ。

(新編『書紀』③、203·204頁)

この竜に乗った唐人に似た者は、大海人皇子 である。九州朝に叛いた中大兄の皇位継承を阻 止して斉明天皇の重祚と即位を見とどけた大海 人皇子は九州朝に帰った。これを意味する記事 である。

難波宮を引き揚げた九州朝であるが、一部残 留組は斉明朝に妨害行為を行なった。

- i. 斉明元(655)年 小墾田の瓦葺きの宮の建造 阻止
- ii. 同 明日香板蓋宮の焼失と川原宮への疎開 iii. 斉明 2 (656)年 新宮・後明日香岡本宮の焼 失

#### ③. 斉明朝での異変

斉明4(658)年5月、皇孫建王が8歳で薨じた。 建王は中大兄と遠智娘(倉山田麻呂の娘)との子 で、皇位継承の資格がない中大兄としては大事 な皇位継承者である。この後継者を失った中大 兄は危機に陥った。つまり、有間皇子の存在が 媛(阿倍左大臣の娘)との子で立派な皇位継承者 である。そこで、有間皇子に謀反の疑いを掛け、 彼を殺した。即ち、九州朝の脅威を除いたので

> しかし、中大兄の母国百済にも異変が起きて いた。これを暗示する記事が斉明4年是の歳の 条にある。概略は次のようである。

斉明4年に出雲国から報告があった。「北海の 浜に魚が死に積もった。魚の形は河豚のようであ り、雀のような口で、針の鱗を持っている。鱗の 長さは数寸ある。土地の人は『雀魚』と言ってい る。」

そして、この記事に続き『或本に云はく』と して、2年後の庚申(660)年7月に起きた「**百済**  センボンであり、弓矢の刺さった百済の兵士の ことであると考える。百済では新羅との戦闘が 始まっていた。

#### ④. 大海人皇子の近畿への復帰

母国百済の異変を知った百済王子豊璋は、弟 の中大兄に九州朝との和解を促し、百済救援を 九州朝に求めさせた。その為に大海人皇子の近 畿への復帰を要請した。そして、その祝賀会が 斉明5(659)年3月1日に吉野宮で行われたので ある。

また、饗宴の翌々日の3日に「天皇、近江の 平浦に幸す」とあるのは、明日香宮では復活す る九州朝難波宮による影響が大きいのではない かと思い、これを嫌い、より辺鄙な近江の西湖 岸に宮の地を探しに行った記事と推測する。

今回の大海人皇子の復帰となる和解の証とし て、中大兄は娘・大田姫皇女を大海人皇子の妃 として嫁がせた。この大田姫皇女は、前年に8 歳で死去した建王と、また姉同様に大海人皇子 の妃となった菟野皇女(持統天皇)と同母姉妹弟 であり、母は遠智娘である。この時、大田姫皇 女は16歳であった。その理由は、父・中大兄(翹 岐)が大和に来たのが皇極2(643)年で、妹・菟 野皇女の生年が紹運録に孝徳元(645)年とあるの で、大田姫皇女の生年は皇極3(644)年とするか らである。

そして、斉明6(660)年の春に身ごもり、翌年 正月に百済救援の為の西征の途中に、大伯海で 大伯皇女を産んだ。その後、筑紫に至り、大海 人皇子の許に留まり天智 2 (663)年に娜大津で大 津皇子を産んでいる。

因みに草壁皇子も同所で662年に生れた。

(次回につづく)

### 前田尊経閣善本景印集成『二中歴』 年代歴の欠字について

瀬戸市 林 伸禧

#### はじめに

古代逸年号の最古の文献である『二中歴』の 年代歴には、次のとおり、虫喰い等により欠字 (■) が存在する。

巳上百八十四年 " 号卅一代■年号只有人傳言 自大寶始立年号而巳

この欠字については、「不記」説と「記」説の 二説があり、古賀達也氏とメールにて論争を行 った。その内容について、改めて整理し、会員 諸氏の率直なご意見をお聞きしたい。

#### 1 論争の要点

(1) 古賀氏は、「不記」説を採る根拠として、 国立国会図書館デジタルコレクション『二中歴』 (以下「国会図書館本」という。) \*1 に「不記」 と記述されているからとした。

国会図書館本は、小杉椙邨\*2氏が前田家所蔵の 『二中歴』 2本\*\*を影写したものとされている。 この国会図書館本には「不記」と記述されてい るので、欠字は「不記」であるとされる。

(2) 国会図書館本と公益財団法人前田育徳会尊 経閣文庫編集の尊経閣善本影印集成『二中歴』\*4 (以下「古写本」という。) とを比較すると、小 杉氏が不記と記述した箇所の「代」と古写本の 「代」の字体が異なり、「記」の言遍の口部分の 字体をも異なる。それ故、筆者は、この欠字箇

明治7年(1874年)、教部省に出仕し

明治10年(1877年)に文部省で修史館掌記として『古事類苑』の編集に従った。 明治15年(1882年)、東京大学古典講習科で国文を講じ、さらに文科大学講師、その間、帝室博物館監査掛評 議員として古社寺の建築、国宝の調査に従事し、

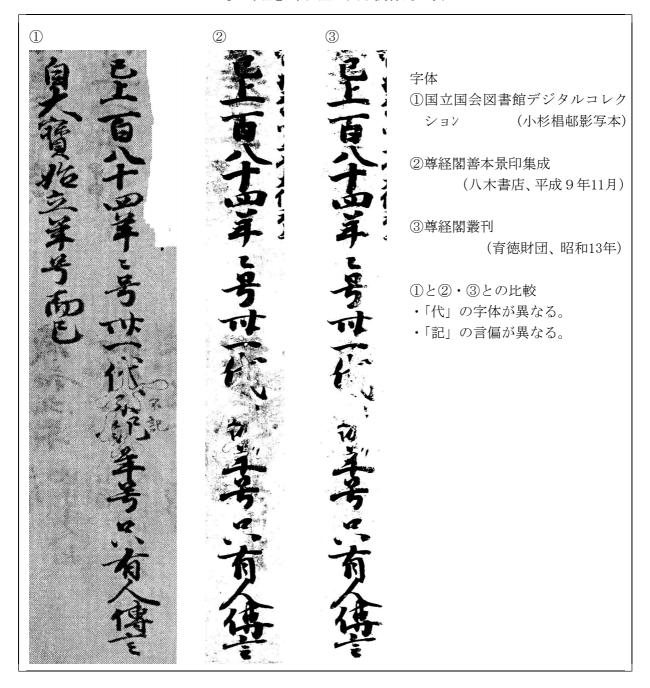
東京美術学校教授、御歌所参候を兼ねた。(ウィキペディアによる。) 明治32年 (1899年)、

国立国会図書館デジタルコレクション:インターネットから「国立国会図書館、二中歴」で検索すると、 上中歴』全文(13冊)が、閲覧及び印刷が出来る。

小杉椙邨:徳島藩の陪臣の子として生まれる。通称は五郎、号は杉園(さんえん)。…… 明治2年(1869年)、藩から地誌の編集、典籍の講義を命じられた。……

前田家所蔵の『二中歴』:橋本義彦著「前田綱紀の『二中歴』考閲」(「日本歴史」600号、1998年5月、吉川弘

<sup>\*4</sup> 尊経閣善本影印集成『二中歴』: 尊経閣善本影印集成14~16『二中歴』一~三、八木書店、平成9年8・11 月、10年3月



所は古写本の影写とは考えにくいとした。(表1 古写本とを詳細に比較すると、字体、虫喰い状 「『二中歴』年代歴の欠字関係対比表」参照)

を埋めるため、次のいずれかで記述したと推測とは別の影写ではないかと推定した。 している。

- ①当該箇所を他の文献から影写した。
- ているので、それに従って記述し字体を変理解している。 えた。(字体が変わった。)

況が異なり、古写本の影写であることに疑問が 字体の整合性を考えると、小杉氏は欠字箇所 ある。故に、国会図書館本は新写本など古写本

なお、影写とは「古文書原本の上に薄い和紙 を重ねて、文字の形状・筆勢・墨のかすれやに ②当該箇所を他の文献が「不記」と記述され じみまでも正確に写しとる。」(別紙1) ことと

(4) 古賀氏は、「代」・「記」の字体の異なりは (3) 「年代歴」全体について、国会図書館本と 人間が影写するときに普通に起こりうる「差異」

の範囲と考えている。人間はコピー機ではないからであると述べている。

(5) 古賀氏は、尊経閣文庫「新写本」の「年代歴」の写しを入手して、それと国会図書館本とを比較すれば、古写本と新写本のどちらの字体が国会図書館本と近似しているか一目瞭然であると述べ、最終結論を保留している。

筆者も同様と思っている。

#### 2 『二中歴』の概要

#### (1) 『国史大辞典』での解説

『国史大辞典』第11巻\*1では、『二中歴』を 次のように解説している。

人文関係の百科全書。著者不明。十三巻。鎌 倉時代<u>建久の末年</u>ころの成立。『掌中歴』と『懐 中歴』を合わせて編輯したためにその名がある。

巻一の女院歴は『簾中抄』による。そのほかに 『懐中抄』『函中抄』『大宋国記』を引用し、『掌中』

『懐中』二歴の異本を校合してあり、二歴の内容 を推測することができる。

巻一神代歴より六項目、巻二年代歴より九項、 巻三仏聖歴より七項、巻四僧職歴より四項、巻五 乾象歴より九項、巻六坤儀歴より四項、巻七官職 歴より七項、巻八儀式歴より九項、巻九医方歴より 六項、巻一〇京兆歴より六項、巻一一経史歴より 二項、巻一二待人歴より八項、巻一三芸能歴より 六項、合計八十項に及ぶ。

基本の二歴は平安時代末期の成立でそのまま 引用して、平安貴族に必要な知識を網羅している。 平安時代研究の貴重な史料である。

#### 一中略一

本書の古写本は鎌倉時代末期の写本である尊経閣文庫所蔵本(複製本『尊経閣叢刊』)が唯一で、他の写本はいずれもこの本の弘治写本の転写本であり、活字本は『(改定)史籍集覧』二三に収められている。→掌中歴(しょうちゅうれき)

#### 参考文献

和田英松『本朝書籍目録考証』、

川瀬一馬『古辞書の研究』、

『古写本二中歴解説』(『尊経閣叢刊』二中歴解 説) (山田英雄)

(『国史大辞典』第11巻、24·25頁)

※下線の「建久の末年」は「建保の末年」の誤りである。筆者が発行の吉川弘文館に誤りを指摘したところ、認めている。

#### (2) 前田育徳会尊経閣所蔵『二中歴』2本

① 橋本義彦(前田育徳会尊経閣文庫理事)氏は 「前田綱紀の『二中歴』考閲」で次のように述 べている。

『二中歴』は、公家貴族に必要な知識に関する名目を百科全書風に類聚編纂したもので、『改訂・史籍集覧』第二十三冊に印行、収載して、広く閲読、利用されている。

その底本は、明治十年小杉椙邨が加賀・前田家 所蔵(現在、前田育徳会尊経閣文庫架蔵)の古写 本十三帖(鎌倉末期写。以下、前田家古写本と略 称)を影写し、同家所蔵(同じく尊経閣文庫架蔵)の 新写七冊本(元禄十四年写。以下、前田家新写本 と略称)をもって古写本の欠脱を補訂したものであ る。 (『日本歴史』600号、67頁)

② 尊経閣文庫の新写本については、「尊経閣善本影印集成16『二中歴』三」の『二中歴』解 説で、次のように記述している。

#### 三、尊経閣文庫所蔵新写本

鎌倉時代末期の書写とされる上掲古写本に次いで書写年時の古い写本『二中歴』は、天理大学附属天理図書館所蔵の弘治三年(一五五七)権僧正実暁書写の五冊本であるが、尊経閣文庫所蔵新写七冊本は、上記の『桑華書志』に見える大炊御門家本二冊と実暁本五冊の忠実な謄写本である。

#### 一中略一

そののち三条西家より到来した「古本」すなわち尊経閣文庫所蔵古写本にも、その第一冊に大炊御門家本所収の神代歴以下の諸歴を収めていることは上記のとおりであるが、これを大炊御門家本を謄写した当新写本第一、二冊と対照すると、内容には大きな相異はないものの、書写形態が大きく異なり、両者は系統を異にする写本とみるべきであろう。

#### 一中略一

そして尊経閣文庫所蔵新写本と同文庫所蔵古写本 を対照すると、古写本に完存している文字が新写 本で欠落して「虫損」と注する例が散見する反面、 古写本で破損欠失している文字が新写本に明記さ れているものもあり、書写形式を異にする個処もあ るので、新写本および天理図書館所蔵実暁本、ひ いては広橋家本は、古写本と系統を異にする写本 と考えるべきであろう。

(『二中歴』三、

尊経閣文庫所蔵『二中歴』(附)『掌中歴』13・15頁)

また、新写本の構成は、次のとおりである。

そしてその「御本」は次掲の尊経閣文庫所蔵新 写本七冊に当たると考えられるが、同本は大炊御 門家本の転写二冊と権僧正実暁書写本の転写五 冊より成り、これを古写本十三冊と対照すると、後 者五冊は古写本第二より第六までの五冊に対応 し、前者二冊は古写本第一に相当する。

(『二中歴』三、

尊経閣文庫所蔵『二中歴』(附)『掌中歴』12頁)

#### (3) 改訂史籍集覧『二中歴』

を活字化したものとされているが、一部の記事 を校訂している。\*2 小杉氏は、欠損等により見 にくい文字を側注朱書きしているが、朱書きは 削除してある。また、古写本に記述されている 「兄弟」年号の異説が記述されていない。

古写本等から影写した旨(別紙2参照)を述べ 記(記さず)」とは意味が不明である。それ故、 ている。また、實堯が書写した旨の記事を併せ て影写している。

#### 『二中歴』の写本等の経歴

尊経閣善本景印集成『二中歴』の解説、橋本 義彦論考、及び『古辞書の研究』を基づいて作 成(別紙3参照)したので参考にされたい。

#### 3 論争の問題点

- の状況
  - ① 古賀氏は、古写本には虫喰いがあったが、 「不記」と読めたとしている。

と読めたとするのは不明である。ただ、「代」 字から「年」字までの間隔から「記」であ るとした。

③ 古写本所蔵の前田育徳会尊経閣文庫はこ のことに何ら述べていない。ただ、「不記・ 記」については意識していなかったとも思 われる。

#### (2) 小杉氏が行った影写

小杉氏が行った影写は、どの部分を古写本で 影写したかは判明するが、欠字の部分について は見解が分かれている。

#### (3) 欠字記事の読み方

筆者が承知している読み方・解釈は表2「欠 字記事の読下し及び口語訳」のとおりである。

古賀氏が「不記」としての解釈は、「『二中歴』 の史料批判」\*3(別紙4参照)で述べているが、 改訂史籍集覧『二中歴』\*1は、国会図書館本 簡略に述べると、人代歴の継体天皇注釈細字記 事「此時年号始」から引用して年代歴の欠字記 事の「不記」を解釈している。

筆者は素直に考え、31代の古代逸年号を記 述し、それらの古代逸年号について一般の人た ちの見解を述べたものと理解している。31代 なお、当該『二中歴』の最終頁に、小杉氏がの古代逸年号を列記した後で、古代逸年号を「不 「不記」の記述に合わせるためには無理な解釈 とならざるをえない。

> 筆者の読み方は、欠字記事の後に大宝以下の 年号が記述されているので、次のとおりである。

以上百八十四年、年号三十一代を記した。 年号は、ただ人の伝言があり「大宝より年 号が立ち始めたのみである」と。

人代歴では、孝徳天皇の項に「大化、白雉」 年号は記述されず、継体天皇のみに「此時年号 (1) 小杉氏が影写した明治10年当時の古写本 始」とあり、そして年代歴の文武天皇から年号 を記述している。すなわち、継体紀からの百八 十四年間に31代の年号を記した、この年号に ついて、大宝より年号が始まったたけだと人は ② 筆者は、現在の状況から推定して、「不記」 ただ言うだけである、と理解している。

<sup>\*1</sup> 史籍集覧:主要な公立図書館、又は、「国立国会図書館デジタルコレクションー史籍集覧-23冊」で 閲覧・印刷が出来る。(http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1920383)

<sup>\*2</sup> 石田敬一著「『年代歴』を分析する その2」(「東海の古代」190号、平成28年6月)参照

<sup>\*3 「『</sup>二中歴』の史料批判」:『九州年号の研究』(ミネルヴァ書房、2012年1月)

〈該当記事〉

#### 巳上百八十四年 " 号卅一代■年号只有人傳言自大寶始立年号而巳

区分	氏 名	読下し文、口語訳	
欠	古田武彦	巳上百八十四年、年号卅一代、(欠字) 年号。只人有りて伝え、「大宝自り始めて年号を立つ」と言う而巳 (のみ)。 (『日本古代新史』215頁)	
不記	改定 史籍集覧	巳上百八十四年、年號卅十一代不レ記=年號- 、只有=人傳言-、自=大寶-始立=年号 而巳、 (『改定 史籍集覧』23、36頁)	
	所 功	巳上百八十四年、年号卅一。代 " 不 レ記 = 年号 - 只有 = 人伝言 - 。自 = 大宝 - 始立 = 年号 - 而巳。 以上百八十四年間の三十一の年号は代々 <u>記録されたものでなく</u> 、ただ人の「伝言」 =言い伝えとしてあるのみで、公式の年号は大宝よりはじめて立てられた、という ことであろう。 (『年号の歴史』17頁)	
	古賀達也	以上百八十四年、年号三十一代、 <u>年号は記さず</u> 。只、人の伝えて云う有り『大宝より始めて年号をたつのみ』 百八十四年間の三十一代の年号は(人代歴には)記されていないが、大宝より始めて年号が出来たというのは只人の言い伝えに過ぎない。 (『九州年号の研究』285・266頁)	
記	丸山晋司	以上百八十四年、年号三十一代、 <u>年号を記す</u> 。只、人の伝えて云う有り『大宝より始めて年号を立つのみ』と (『古代逸年号の謎』57頁)	
	石田敬一	以上のとおり百八十四年に年号は三十一代あり、 <u>年号を記す</u> 。大宝より年号を立て 始めたとするは、只、人の言い伝えが有るにすぎない。 (「東海の古代」190号〈28年6月〉3頁)	

※下線は筆者による。

#### (4) 見解

- ① 欠字箇所が新写本の影写で記述されていれ ば、国会図書館本は新写本からの影写と判断 され、かつ、明治10年当時の古写本は欠損 していたと思われる。
- ② 古写本で「不記」と記述されておれば、「代」 などはそのままなぞればすむことであって、 る。
- ③ それ以外では、小杉氏が欠損箇所を埋める ため、他の文献から不記と記述したと理解さ れる。
- ④ 以上筆者の見解であるが、「記、不記」は古 年号の古文書が現存する。それは、冷泉家時雨

述された写本が判明するまで、推定のいきで あると思う。

#### 4 「不記」についての見解

筆者は、欠字は「記」と思っているが、實堯 がなぜ「不記」と記述したかである。

実暁本は、廣橋兼秀本の書写本で、古写本と 字体を小さく変える必要が無かったと思われ は別系統の写本とされている。\*'また、実暁は自 身の手記『習見聴諺集』で『二中歴』を後成恩 寺殿(一条兼良)の「**草作**」\*2かと推量されると 述べている。(別紙5参照)

実は、この一条兼良の自筆を書写した古代逸 写本の字体(代、記)をなぞらえた字体で記 亭叢書48巻の『皇年代記』(冷泉爲廣書写)の

<sup>『</sup>二中歴』三、尊経閣文庫所蔵『二中歴』(附)『掌中歴』15頁

<sup>\*2</sup> 草作:大漢和辞典では草は「いやしい、あらい、そまつ」、作は「はじめ、はじめる、つくる、したがきす る」(第9巻、643頁)

影印版である。この『皇年代記』の奥書では、 冷泉爲廣が文明10年(1478年)に一条禅閣(兼 良)の自筆を書写(別紙6参照)したと述べて おり、そこには、年号について次のように記述 されている

- ① 本文で、古代逸年号を異説としている。
- ② 孝徳天皇の命長六の注釈細字「日本記大化 元年是日本朝年號始也」と記述し、それ以 降は細字で孝徳紀の「大化・白雉」、天武・ 持統紀には「朱雀・白鳳・朱鳥・大記」と記 述している。
- ③ 文武天皇の大寶の注釈細字「三月廿八日改元 大寶以下年號皆正説也」と記述している。 そして、古代逸年号について『皇年代記』と 『二中歴』を対比すると別紙7のとおりである。 これらから、一条兼良の時代では古代逸年号が 異説として常識化していたと思われる。

また、『二中歴』に古代逸年号が掲載されていることは、編録者\*'は古代逸年号の存在を認めていることである。認めていなければ掲載しなければ済むことである。

以上を踏まえ、次の仮説を提示したい。

- ① 實堯は古代逸年号を「一条兼良の草作」と 推量しているように、私年号と理解して古代 逸年号否定説をとっていると思われる。
- ② そのため、古代逸年号を否定する文章とするため「記」を「不記」と改変した。

欠字記事を「不記」として實堯が期待した 読み方は次のとおりと思われる

以上百八十四年、年号三十一代は記されてお らず、この年号は、ただ人の傳言である。 大宝より年号が立ち始めたのみである。

③ その後の書写者は、實堯の書写に疑いを持 たず、「不記」が流布された。

この仮説について、会員諸氏のご意見をお聞 きしたい。

#### 朱儒國について

瀬戸市 林 伸禧

最近、朱儒国に関連すると思われる記事が、 日本経済新聞(平成28年6月9日〈木〉、朝刊)\*<sup>2</sup> に掲載されたので報告する。

その内容は、次のとおりである。

インドネシア・フローレス島で生息していた身長約1 メートル小型人類「フローレス原人」\*<sup>3</sup>は、70万年前 までに小型化したとの研究成果を国立科学博物館 などがまとめた。……その成果英科学誌ネイチャ ーに9日に掲載される。 一以下略一

つまり、世界には身長約1メートルの人類が 存在したとのことである。

これに関して中国史書の倭国伝には、朱儒国は身長が3・4尺(約1メートル)との記事がある。(表「中国史書における『朱儒国』記事」参照)インターネットに次の記事があった。

① 種子島から小人と推定される人骨が発掘されていた。

種子島が侏儒国であると比定される動きが、一部に出ている。これは、種子島から発掘された弥生期から古墳時代にかけての人骨の調査結果で、「極端な」短頭、低頭、低身長特徴を持ち、魏志倭人伝に記述されている侏儒國の人類学的特徴と一致しているとの見解による。この特徴は同時期の人骨が発見されている沖縄や九州、本州などには見られない特徴で「小人並」の成人の人骨は種子島だけにしか見られないとのことである。 邪馬台国九州説を唱える者の中には、種子島は九州北部から短里という概念で約四千里、南方に位置することにもなるので、比定する者がいる。

(https://ja.wikipedia.org/wiki/侏儒国)

<sup>\*1</sup> 編録者:厳密には、古代逸年号は『二中歴』の構成歴である『懐中歴』に掲載されたとされているので、 『懐中歴』の著者である。、

<sup>\*2</sup> その他の新聞記事:同日付で読売新聞・朝刊、朝日新聞・夕刊に掲載されている。

<sup>\*3 2003</sup>年に、オーストラリアとインドネシアの合同チームが発見し、2004年10月に公表、2005年3月にヒト属の新種であるという詳細な発表を行った。リアンブア (Liang Bua) の石灰岩の洞窟に、当初3万8千年から1万8千年前と考えられたホモ・フローレシエンシスの骨7体と獲物と考えられる象 (ステゴドン) の骨、石器などが一緒に発見された。骨は化石化しておらず、かなり脆い状態だった。当初、小さいため子供の骨と思われていたが、詳細な検討により成人の骨であることが判明した。2005年に、既に発見されていた個体の右腕部分と新たな個体と考えられる下顎骨が発見された。その下あごの骨も他の個体と同様に小さく、小型の種であるという説を強化するものとなっている。

② アイヌの伝説で、小人(コロポックル)の 伝承がある。

コロポックル(アイヌ語: コロポックル korpokkur) は、アイヌの伝承に登場する小人である。アイヌ語 で、一般的には「蕗の葉の下の人」という意味であ ると解される。

-中略-

流布しており、名称もこのコロポックル・コロボック ルのほかに、トィチセウンクルやトィチセコッチャカム ィやトンチ(これらはみな「竪穴に住む人」の意)など と呼ばれることもある。

(https://ja.wikipedia.org/wiki/コロポックル)

これらの記事から、一時期広範囲に小人が生 **アイヌの小人伝説は広く北海道や南千島や樺太に** 存したことになる。今後の研究課題である。

表

#### 中国史書における「朱儒国」記事

	中 国 史 書	記事
後漢書	東夷列伝第七十五 倭	自女王國南四千餘里 至朱儒國 人長三·四尺
三國志	烏丸鮮卑東夷伝第三十八 倭人	又有 侏儒國 在其南 人長三·四尺 去女王四千餘里
梁書	列伝第四十八 東夷・倭	其南有 侏儒國 人長三·四尺
南史	列伝第六十九 東夷・倭国	其南有 侏儒國 人長四尺
通典	邊防一 東夷上 倭	又千餘里至 侏儒國 人長三·四尺
太平御覧	四夷部三 東夷 俀	魏志曰 ·········· 又有 朱中儒國 在其南 人長三四尺 去倭國四千餘里

## 総会の結果

28年度の総会を例会終了後に開催した。 役員の継続を含め全て原案どおり可決した。

- 阿久比町における神社・仏閣の古代年号
  - 阿久比町 竹内 強
- ■『二中歴』年代歴の欠字について
  - 瀬戸市 林 伸禧
- 朱儒國について

林 伸禧 瀬戸市

- 拘奴国について その1・その2
  - 名古屋市 石田敬一
- 正木裕「古田史学の会」事務局長の講演ビデオ 「漢字と木簡から短里を解明する」を観るととも に資料配付した。
- 次の会報誌の投稿締切り

9月30日(金)

投稿先: furutashigaku\_tokai@yahoo.co.jp

## 例会の予定

#### ■ 今月の例会

- (1) 日 時 9月18日(日) 13:30~17:00
- (2) 場所

名古屋市市政資料館 第5集会室 名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

- (3) 参加料 500円 (会員は不要)
- (4) 交通機関
  - ・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
  - ・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
  - ・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
  - ・市バス「清水口」、南西徒歩8分
  - ・市バス「市役所」、東徒歩8分
- (5) 駐車場 市政資料館:12台+α収容(無料)

#### ■ 来月以降の例会日

10月16日、11月13日

古田武彦先生とその学問に興味のある方なら どなたの参加も歓迎します。また参加に際し事 前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。 例会で発表する際は資料を20部用意ください。